

諮問第4号

答 申 書

第1 審査会の結論

磐田市長（以下「実施機関」という。）が平成29年6月29日付け磐健福第1327号につき行った公文書公開請求の却下決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求の経緯と趣旨

- 1 審査請求人は、平成29年6月26日磐田市情報公開条例（平成17年磐田市条例第25号。以下「公開条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、「平成27年度特定施設入居者介護施設が募集要項と異なるサービス付き高齢者向け住宅になった経緯（以下「本件対象行政情報」という。）」について、公文書の公開請求を行った。
- 2 実施機関は、審査請求人の請求に係る公文書は存在しないとの理由により、同年6月29日付けで本件処分を行い、審査請求人にその通知書を送付した。
- 3 これに対し、審査請求人は、同年7月14日本件処分を不服として実施機関に対し審査請求を行ったので、実施機関は、同年8月8日当審査会に対し、公開条例第12条の規定に基づき諮問を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね次のとおりである。

- 1 本件処分は、「第6期磐田市介護保険事業計画に伴う施設整備事業者」採択後の変更であり、採択過程における資金計画や関係法令への適合（建物）に変更を伴う可能性があり、評価点に影響を及ぼすものであることから、公文書は存在すると考える。
- 2 日本国憲法第21条の表現の自由は、現代社会において、知る権利が含まれるとされている。このことから、本件対象行政情報の内容を知るとは、妥当である。本件対象行政情報の公開請求を却下とすると、知る権利が侵害されるおそれがある。
- 3 本件対象行政情報の公開請求を却下とすると、個人情報保護法が侵害されるおそれがある。このときの個人情報保護法とは、平成15年の法律第57号である。

第4 実施機関の説明の要旨

実施機関の説明を総合すると、おおむね次のとおりである。

- 1 審査請求人は、「特定施設入居者生活介護が募集要項とは異なるサービス付き高齢者向け住宅になった」と主張するが、整備された施設は磐田市が募集した特定施設入居者生活介護と何ら相違はなく、募集要項とは異なる施設になったものではないため、募集要項とは異なるサービス付き高齢者向け住宅になった経緯の文書は存在しない。
- 2 よって、審査請求人による公文書の公開請求に対しては、これを却下した次第である。

第5 審査会の判断の理由

1 本件事実経過

実施機関の作成した弁明書及び提出資料並びに当審査会における実施機関の説明を総合すれば、次の事実が認められる。

- (1) 実施機関は、平成27年6月、「磐田市第6期介護保険事業計画」の特定施設入居者生活介護施設の施設整備事業者を「特定施設入居者生活介護施設整備事業者募集要領」に基づき募集し、その選定を行った。
 - (2) 上記(1)の募集要領には、募集の対象となるサービスの種類につき「特定施設入居者生活介護施設（補助金制度なし）」と記載されており、特定施設生活介護施設の種類及び建物用途（有料老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）については全く言及されていなかった。
 - (3) 平成27年8月、実施機関は、上記事業の施設整備事業者として〇〇〇〇を選定した。
 - (4) 〇〇〇〇は、その後静岡県に対し特定施設入居者生活介護施設の事業の実施につき認可申請を行った。その際、同会社は、事業に使用する建物の用途を「サービス付き高齢者向け住宅」として整備を進めていく方針を取り、その要件を具備したうえ、静岡県からその旨の認可を受けるに至った。
- ### 2 本件対象行政情報の存在の有無について

- (1) 審査請求人は、平成27年度特定施設入居者介護施設が募集要項と異なるサービス付き高齢者向け住宅になった旨を主張し、その経緯を記した公文書が存在しているとして当該文書の公開を求めている。

しかし、特定施設入居者生活介護における特定施設とは、もともと介護保険法に基づく所定の要件を満たした施設であって、有料老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の4種類が含まれており、したがって、実施機関の作成した募集要領にサービス付き高齢者向け住宅を排除する意味合いがあったとは認め難いところである。

また、それは通常介護事業に携わる者であれば当然に認識できたものと考えられる。

そのため、平成27年度特定施設入居者介護施設として実際に認可された

サービス付き高齢者向け住宅は、実施機関の作成した募集要領と異なるものではないというべきである。

- (2) なお、実施機関の提出した関係資料によれば、実施機関は応募者に対して行った審査の段階で上記1(3)の〇〇〇〇から、対象施設を「介護付有料老人ホーム」としたい旨の説明を受けていたところ、その後に至って同会社の方針が「サービス付き高齢者向け住宅」に変更されたことが認められる。

しかし、募集要領で求められている「理念、基本方針」、「基本計画」その他の項目の記載等を考慮すれば、対象施設が「介護付有料老人ホーム」であるか「サービス付き高齢者向け住宅」であるかは、特定施設入居者生活介護の評価点に何ら影響を及ぼすものではないといえることができる。

したがって、前記事情をもって上記(1)の判断を左右するものではない。

- (3) その他、実施機関の説明に不自然、不合理な点は特にうかがえない。
- (4) よって、審査請求人の主張する「特定施設入居者介護が募集要項と異なるサービス付き高齢者向け住宅になった経緯を記した公文書」は、前提となる事実を欠くものであって、存在しないと主張するを得ない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

第6 審査会の判断

以上のとおりで、当審査会は、実施機関の行った却下決定を妥当であると判断した。

<参考>

第1 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成29年 8月 8日	諮問の受理
②	平成29年 8月10日	実施機関に対して弁明書の提出要求
③	平成29年 8月22日	実施機関から弁明書を受理
④	平成29年 8月25日	審査請求人に対して弁明書（副）の送付、反論書の提出請求及び口頭意見陳述の希望の有無の確認
⑤	平成29年 9月20日	審査請求人に対して、再度反論書の提出請求及び口頭意見陳述の希望の有無の確認
⑥	平成29年10月31日	書面審理、実施機関からの補足説明及び審議（第1回審査会）
⑦	平成29年12月 8日	審議（第2回審査会）

第2 答申に関与した委員

磐田市情報公開審査会

職名	氏名	備考
会長	佐藤 和美	大学教授
委員	沼倉 昇	磐田市人権擁護委員
委員	長谷川 トキ	元小学校校長
委員	名波 公彦	税理士
委員	安間 龍彦	弁護士